

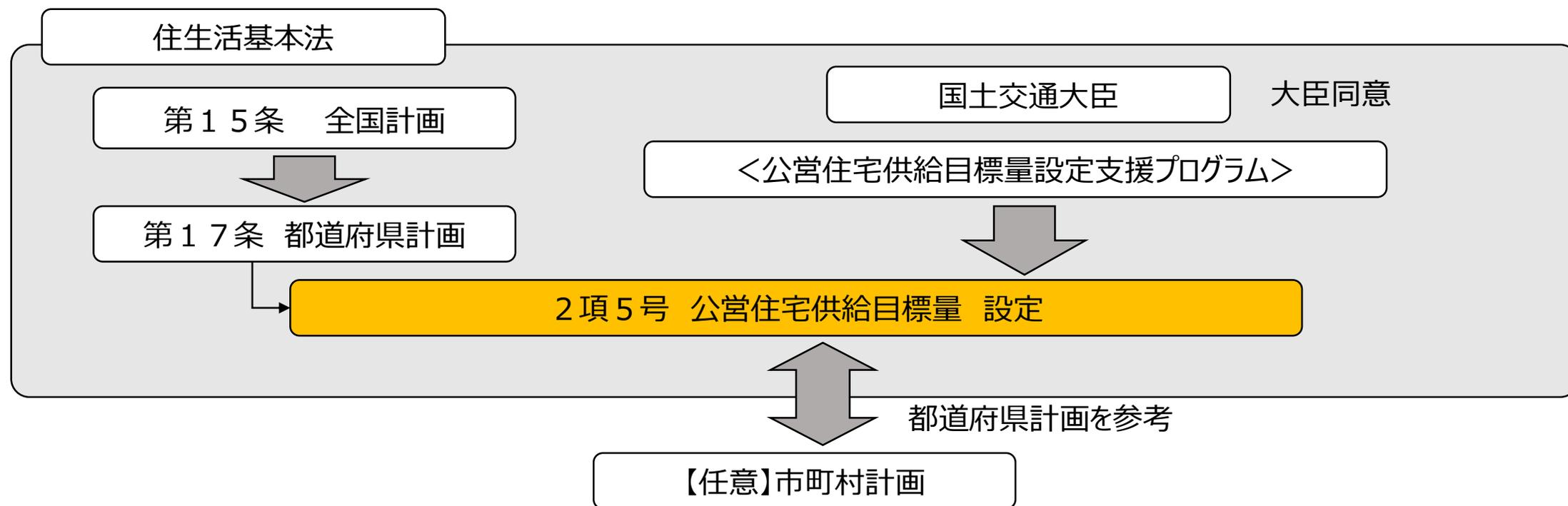
公営住宅の供給目標量の考え方について

○住生活基本法により、都道府県は住生活基本計画を定めることが義務付けられており、その中で公営住宅の供給の目標量を定め、計画的な実施を図ることとされています。 ※ **市町村計画は任意**

○公営住宅の供給目標量設定の基本的な考え方は以下のとおりです。

・公営住宅の供給の目標量は、新規の建設及び買取りの戸数、建替えによる建替え後の戸数、民間住宅等の借上げの戸数、既存公営住宅の空家募集の戸数を合計したものとし、居住の安定の確保を図るべき世帯に対し必要な住宅供給を行う観点から設定すること

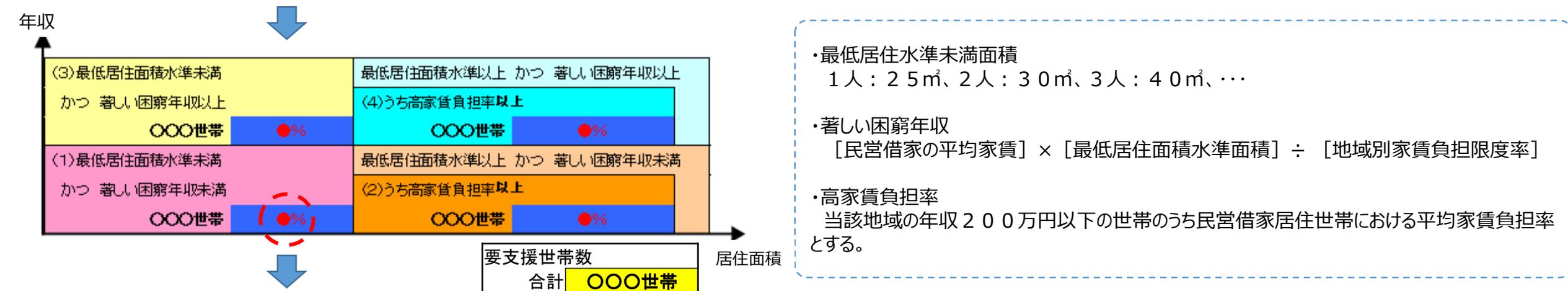
・都道府県内の住宅事情を踏まえ、市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯（以下「要支援世帯」という）に対して必要な目標量を設定すること



公営住宅供給目標量の設定の流れ

○公営住宅供給目標量を設定するためには、はじめに5年後、10年後の要支援世帯のボリュームを推計する必要があります。

国が作成した「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」に、『国勢調査』や『住宅・土地統計調査』、『家計調査』、『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』の統計データの数値を入力し、5年後、10年後における総世帯数や民間借家に住む世帯数、**最低居住面積水準未満世帯数、著しい困窮年収未満世帯数**などを推計します。



○(1)～(4)の世帯数に算入率（都道府県で独自に設定）を乗じ、その合計により**要支援世帯数を算出**します。

- ※(1)：収入が低く、居住する住宅面積も狭く、最も優先度が高い類型 ⇒100%算入が原則。（10年間では必ず100%算入。）
- ※(2)：(1)と同等の所得層であり優先度が高い類型 ⇒公営住宅の応募状況等や当該地域における家賃負担状況等を勘案して算入。（10年間では100%算入が理想。）
- ※(3)(4)：著しい困窮年収以上の年収を有する世帯を中心とする類型
⇒地域の実情や政策（高齢者対応・定住対策等）に応じて設定。ただし(4)より(3)の類型の方が、優先度は高い。

○この要支援世帯に対する公営住宅等の供給計画（公営住宅の今後の空き家募集予定戸数や公営住宅の新設戸数、民間賃貸住宅の活用戶数等の合計 ≥ 要支援世帯数）を設定します。

※ 現在、滋賀県は住生活基本計画の見直しに併せ、平成37年度までの公営住宅供給目標量の設定を行っており、その結果は11月中に公表される予定です。この公表結果の考え方を参考に、**草津市独自の公営住宅供給目標量を検討いたします。**